

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI サービス利用規約 新旧対照表一覧

- ・ [DTI 光 サービス利用規約](#)
- ・ [DTI 光 サービス重要事項説明書](#)
- ・ [DTI ひかり電話サービス利用特約 兼 重要事項説明書](#)
- ・ [DTI ひかり電話オフィスタ입サービス利用特約 兼 重要事項説明書](#)
- ・ [DTI 光 テレビサービス利用特約 兼 重要事項説明書](#)
- ・ [DTI 光 リモートサポートサービス利用特約 兼 重要事項説明書](#)
- ・ [IPv6 オプションサービス利用規約](#)
- ・ [DTI モバイルサービス共通利用規約](#)
- ・ [DTI WiMAX2+ モバイルプランサービス利用規約](#)
- ・ [「DTI WiMAX 2+モバイルプラン」データ端末の販売特約](#)
- ・ [DTI WiMAX 安心サポート利用規約](#)
- ・ [DTI SIM サービス利用規約](#)
- ・ [DTI SIM 通話サービス特約](#)
- ・ [インターネット接続サービス利用規約](#)
- ・ [ServersMan@VPS プラン サービス利用規約](#)
- ・ [ServersMan@Disk サービス利用規約](#)
- ・ [DTI 光 with フレッツ利用規約](#)
- ・ [DTI 光 with フレッツ ライト利用規約](#)
- ・ [DTI 光 with フレッツ ハイブリッドモバイルプラン サービス利用規約](#)
- ・ [DTI with ドコモ光サービス利用規約](#)
- ・ [DTI with ドコモ光 初期接続設定サポートサービス規約](#)
- ・ [Ubic プラン利用規約](#)
- ・ [UbicName 利用規約](#)
- ・ [割賦販売契約規約](#)
- ・ [Feel6@DTI ソフトウェア利用許諾規約](#)
- ・ [IP 電話サービス利用規約](#)
- ・ [端末機器販売規約](#)
- ・ [安心バックオプションサービス規約](#)
- ・ [マカフィーマルチアクセスオプションサービス規約](#)
- ・ [スマホバックアップ\(AOS Cloud\)サービス規約](#)
- ・ [フィルタリングオプションサービス規約](#)
- ・ [リフラ forDTI 利用規約](#)
- ・ [得するマイルクラブ forDTI 利用規約](#)
- ・ [ライフサポートパック forDTI 利用規約](#)
- ・ [ひかりサポート for DTI 利用規約](#)
- ・ [「東京ガストリプル割」同意事項書](#)

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI 光サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）に基づく通知、当社がそのほかの方法で行う案内、注意事項、重要事項説明書およびオプションサービスに関する特約等（以下、「案内等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとし、案内等について、用語の定義および記載のない事項は本規約に則るものとし、	2 第4条（通知）に基づく通知、当社がそのほかの方法で行う案内、注意事項、重要事項説明書およびオプションサービスに関する特約等（以下、「案内等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとし、案内等について、用語の定義および記載のない事項は本規約に則るものとし、 <u>ただし、本規約の内容と案内等の内容が異なる場合は、オプションサービスに関する特約およびオプションサービスに関する重要事項説明書を除き、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第3条		本規約で使用する用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。 （中略） <u>(22) 「加入者回線」</u> <u>本契約に基づいて本サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線。</u> <u>(23) 「技術基準等</u> <u>端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件。</u>	新設
第 12 条 3 項		3 本サービスの開通月に解約や移転手続きを行うことはできません。ただし、初期契約解除が適用される場合はこの限りではあり	新設（以下、1 項 ず つ 繰

		ません。	り下げ)
第 12 条	5 利用料金等の支払いを怠っている会員については、第 3 項の解約の際の事業者変更を行うことができません。	6 利用料金等の支払いを怠っている会員については、第 4 項の解約の際の事業者変更を行うことができません。	変更
第 21 条		<p>当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知そのほかの手続きをすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(11) 会員回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を会員回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。</u></p>	新設
第 38 条	当社は、会員回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合そのほか電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に対し、自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は正当な理由がある場合そのほか事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けるものとします。	当社は、会員回線、 <u>加入者回線等</u> に接続されている自営端末設備に異常がある場合そのほか電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に対し、自営端末設備の接続が技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は正当な理由がある場合そのほか事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けるものとします。	変更
第 38 条の 2		当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構およびその他信頼できる第三者（以下、併せて「信頼できる第三者」といいます。以下同じとします）が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、信頼できる第三者が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサ	新設

		イバー攻撃をいいます。以下同じとします)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。	
第 40 条	<p> 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査、会員回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、そのほか電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 38 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定を準用します。 </p>	<p> 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査、会員回線、<u>加入者回線</u>等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、そのほか電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 38 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定を準用します。 </p>	変更
第 56 条		<p> 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。 </p>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI 光 サービス重要事項説明書 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第8. ご契約 の解約 につい て		3. 本サービスの開通月に解約や移転手続きを行うことはできません。ただし、初期契約解除が適用される場合はこの限りではありません。	新設 (以 下、1 項ずつ 繰り下 げ)

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI ひかり電話サービス利用特約 兼 重要事項説明書 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 1. 特約の適用 2 項	2. 本サービスに関して行う当社からの通知（WEB サイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。	2. 本サービスに関して行う当社からの通知（WEB サイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等（以下、「本特約外通知等」といいます。）は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。 <u>ただし、本特約の内容と本特約外通知等の内容が異なる場合は、本特約の内容が優先します。</u>	変更
第 12. その他 5 項	5. 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の特約によります。	5. 当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとします。本特約を変更する場合、変更後の本特約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の特約によります。	変更
第 12. その他 8 項		8. 本特約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本特約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

旧対照表

条番号	旧	新	備考			
第 1. 特約の適用 2項	2.本サービスに関して行う当社からの通知（WEBサイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。	2.本サービスに関して行う当社からの通知（WEBサイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等（以下、「本規約外通知等」といいます。）は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。	変更			
第 4. ご利用料金について 1項 ● 通話料、通信料	通話料／通信料	(略)	(略)	変更		
		(略)	(略)			
		(略)	(略)			
		携帯電話への通話	グループ 1-A ・株式会社 NTT ドコモ ・ソフトバンク株式会社		(略)	
		携帯電話への通話	グループ 1-B ・KDDI 株式会社 ・沖縄セルラー電話株式会社		(略)	
		携帯電話への通話	(略)		(略)	
		050IP 電話への通話	(略)		(略)	
		050IP 電話への通話	グループ 2-B ・株式会社 STNet ・株式会社 NTT ぷらら ・九州通信ネットワーク株式会社 ・株式会社 ケイ・オプティコム ・ソフトバンク株式会社（旧ソフトバンク BB 株式会社） ・中部テレコミ		(略)	
		通話料／通信料	携帯電話への通話		グループ 1-A ・株式会社 NTT ドコモ ・ソフトバンク株式会社（旧ワイモバイル株式会社）	(略)
		通話料／通信料	携帯電話への通話		グループ 1-B ・KDDI 株式会社 ・沖縄セルラー電話株式会社 ・ソフトバンク株式会社	(略)
通話料／通信料	050IP 電話への通話	(略)	(略)			
通話料／通信料	050IP 電話への通話	グループ 2-B ・株式会社 STNet ・株式会社 NTT ぷらら ・九州通信ネットワーク株式会社 ・株式会社 ケイ・オプティコム ・ソフトバンク	(略)			

		ユニケーション 株式会社 ・東北インテリ ジェント通信株 式会社 ・フュージョン・ コミュニケーシ ョンズ株式会社 (以下、略)	(以 下、略)			株式会社 (旧ソ フトバンク BB 株式会社) ・中部テレコミ ユニケーション 株式会社 ・東北インテリ ジェント通信株 式会社 ・フュージョン・ コミュニケーシ ョンズ株式会社 ・株式会社エネ ルギア・コミュ ニケーションズ (以下、略)	(以 下、略)	
第 11. ご 契 約 の 解 約 に つ いて	<p>1.会員は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社 Web サイト上のログインページ(MyDTI)から変更のお手続きをお願いします。</p> <p><u>当該お手続き後、当社から会員へ電話による連絡をもってサービス廃止日を確定させます。サービス廃止日の属する月の末日をもって本サービスの解約となります。なお、当社と確定させたサービス廃止日に廃止工事が行われな場合でも、当社と確定させたサービス廃止日の属する月の末日をもって本サービスの解約となります。</u></p> <p>2.DTI 光サービスの利用停止期間中も月額利用料、ユニバーサルサービス料は発生しますので<u>ご注意ください。</u></p> <p>3.DTI 光 サービスを解約された場合、本サービスも解約となります。</p>	<p>1.会員は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社 Web サイト上のログインページ(MyDTI)から変更のお手続きをお願いします。</p> <p>2.当該お手続き後、<u>当社から会員へ電話による連絡をもってサービス廃止日を確定させます。サービス廃止日の属する月の末日をもって本サービスの解約となります。なお、当社と確定させたサービス廃止日に廃止工事が行われな場合でも、当社と確定させたサービス廃止日の属する月の末日をもって本サービスの解約となります。DTI 光サービスの利用停止期間中も月額利用料、ユニバーサルサービス料は発生しますのでご注意ください。</u></p> <p>3.DTI 光 サービスを解約された場合、本サービスも解約となります。</p>	変更 (条 文 の 位 置 を 変 更)					
第 12. そ の 他 4 項	<p>4.当社は、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の特約によります。</p>	<p>4.当社は、<u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u>この場合、提供条件等は変更後の特約によります。</p>	変更					

第 12. そ の 他 7 項		本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしします。	新設
--------------------------	--	---	----

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI 光 テレビサービス利用特約 兼 重要事項説明書 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 1. 特約の適用 2 項	2. 本サービスに関して行う当社からの通知（WEB サイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。	2. 本サービスに関して行う当社からの通知（WEB サイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等（以下、「本特約外通知等」といいます。）は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。 <u>ただし、本特約の内容と本特約外通知等の内容が異なる場合は、本特約の内容が優先します。</u>	変更
第 9. その他 5 項	5. 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の特約によります。	5. 当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとします。本特約を変更する場合、変更後の本特約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の特約によります。	変更
第 9. その他 8 項		8. 本特約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本特約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI 光 リモートサポートサービス利用特約 兼 重要事項説明書 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 1. 特約の適用 2 項	2. 本サービスに関して行う当社からの通知（WEB サイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとしします。	2. 本サービスに関して行う当社からの通知（WEB サイトにおける表示を含みます。）、当社がその他の方法で行う案内、注意事項等（以下、「本特約外通知等」といいます。）は本特約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとしします。 <u>ただし、本特約の内容と本特約外通知等の内容が異なる場合は、本特約の内容が優先します。</u>	変更
第 9. その他 5 項	5. 当社は、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとしします。この場合、提供条件等は変更後の特約によります。	5. 当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い</u> 、お客様の承諾を得ることなく、本特約を変更できるものとしします。 <u>本特約を変更する場合、変更後の本特約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の特約によります。	変更
第 9. その他 8 項		8. 本特約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本特約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 IPv6 オプションサービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 当社が他の方法で行う通知及び注意事項等は、本オプション規約の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとし、	2 当社が他の方法で行う通知及び注意事項等（以下、「 <u>本オプション規約外通知等</u> 」 <u>と</u> いいます。）は、本オプション規約の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとし、 <u>ただし、本オプション規約の内容と本オプション規約外通知等の内容が異なる場合は、本オプション規約の内容が優先</u> します。	変更
第2条 1項	当社は、利用者の承諾を得ることなくこの本オプション規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本オプション規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定め</u> に従い、 <u>利用者の承諾を得ることなくこの本オプション規約を変更することがあります。本オプション規約を変更する場合、変更後の本オプション規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知</u> します。 <u>この場合の提供条件は、変更後の本オプション規約によります。</u>	変更
第 35 条		本オプション規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本オプション規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI モバイルサービス共通利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 3項	3 第4条（通知）に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内、注意事項および特約等は、共通規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	3 第4条（通知）に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内、注意事項および特約等（以下、「 <u>共通規約外通知等</u> 」といいます。）は、共通規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、共通規約の内容と共通規約外通知等の内容が異なる場合は、特約を除き、共通規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく共通規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく共通規約を変更できるものとします。共通規約を変更する場合、変更後の共通規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 54 条		共通規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、共通規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI WiMAX2+ モバイルプランサービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 当社が第3条（通知）により、またはその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、当社と本サービスの利用に関する契約を締結している者（以下、「会員」といいます。）はこれに従うものとし、	2 当社が第3条（通知）により、またはその他の方法で行う案内および注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」 <u>と</u> いいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、当社と本サービスの利用に関する契約を締結している者（以下、「会員」といいます。）はこれに従うものとし、 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条 1項	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の4 第 1 項の定めに従い</u> 、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 「DTI WiMAX 2+モバイルプラン」 データ端末の販売特約 新旧

対照表

条番号	旧	新	備考
第 14 条		本特約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本特約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI WiMAX 安心サポート利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第 4 条(通知)、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第 4 条(通知)、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 33 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとし、</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI SIM サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内、注意事項および特約等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条（通知）に基づく通知、当社がその他の方法で行う案内、注意事項及び特約等（以下、「本規約外通知等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、特約を除き、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 42 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI SIM 通話サービス特約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 27 条		本特約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本特約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 インターネット接続サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。) は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第3条 1項3号～7号		本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 (中略) (3)「 <u>契約者回線</u> 」とは、本契約に基づいて本サービス取扱所に設置される交換設備等(交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)とその交換設備等がある本サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線(サービス接続点または相互接続点との間に設置されるものを除きます。)をいいます。 (4)「 <u>加入者回線</u> 」とは、本契約に基づいて本サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。 (5)「 <u>自営端末設備</u> 」とは、会員が設置する端末設備をいいます。 (6)「 <u>自営電気通信設備</u> 」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。 (7)「 <u>技術基準等</u> 」とは、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備	新設

		等の接続の技術的条件をいいます。	
第 18 条 1 項 7 号		<p>当社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) <u>契約者回線もしくは加入者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線もしくは加入者回線から取りはずさなかったとき。</u></p>	新設
第 37 条の 2		<p>当社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、会員に、その自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、会員は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。</p> <p>2 前項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、会員は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。</p>	新設
第 37 条の 3		<p>当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構およびその他信頼できる第三者（以下、併せて「信頼できる第三者」といいます。以下同じとします）が行う特定アクセス行為に係</p>	新設

		<p>る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、信頼できる第三者が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下同じとします）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>	
<p>第 43 条</p>		<p>本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>	<p>新設</p>

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 Servers Man@VPS サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第41条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 Servers Man@Disk サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第38条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI 光 with フレッツ利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</u>	変更

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI 光 with フレッツライト利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更

旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 43 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、ます。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI with ドコモ光サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第2条	<p>当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。</p>	<p>当社は、<u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。</u><u>本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u>この場合、提供条件等は変更後の規約によります。</p>	変更

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 DTI with ドコモ光 初期接続設定サポートサービス規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第9条 2項	2 当社の本サポートサービス提供に関する責任の範囲は第3条4項に定める範囲、条件等に限定されるものとし、当該範囲、条件等を超えたサポートを受ける場合は、会員は当該サポートを提供する者(第7条の委託業者を含む)との契約によるものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。	2 当社の本サポートサービス提供に関する責任の範囲は第3条 <u>3</u> 項に定める範囲、条件等に限定されるものとし、当該範囲、条件等を超えたサポートを受ける場合は、会員は当該サポートを提供する者(第7条の委託業者を含む)との契約によるものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。	変更
第10条		本オプション規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本オプション規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 Ubic プラン利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、</u> 会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。 <u>本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第36条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 UbicName 利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条(通知)及び当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条(通知)及び当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第3条 1項	1 当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更出来るものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	1 当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更出来るものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第34条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 割賦販売契約規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、購入者はこれに従うものとします。	2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとし、購入者はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、購入者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、各条件等は変更後の規約によります。但し、購入者に著しく不利益な変更(第9条(割賦手数料)を購入者に対し不利益に変更する等)の場合は、第3条に定める通知を1ヶ月以上前に行うものとします。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、購入者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または購入者に通知します。</u> この場合、各条件等は変更後の規約によります。但し、購入者に著しく不利益な変更(第9条(割賦手数料)を購入者に対し不利益に変更する等)の場合は、第3条に定める通知を1ヶ月以上前に行うものとします。	変更
第28条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 Feel6@DTI ソフトウェア利用許諾規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第2条 3項	3. 本許諾は、当社の定める方法でお客様に通知することにより変更することができるものとします。但し、お客様が変更後の本許諾の条項に同意されない場合、本条第1項但書の定めに従います。	3. <u>当社は、民法548条の4第1項の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく本許諾を変更できるものとします。本許諾を変更する場合、変更後の本許諾の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはお客様に通知します。</u> 但し、お客様が変更後の本許諾の条項に同意されない場合、本条第1項但書の定めに従います。	変更
第2条 4項	4. 前項、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本許諾の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。	4. <u>当社が行う案内及び注意事項等（以下、「本規約外通知等」といいます。）は、本許諾の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第21条	許諾中の規定に法的拘束力がないとして判示されるものがあつた場合、当該規定は、当該規定を法的な拘束力を備えたものにするために必要な範囲を限度としてのみ、補正するものとします。	<u>本許諾のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本許諾の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</u>	変更

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 IP 電話サービス利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内、注意事項及び特約等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとし、	2 第4条(通知)、当社がその他の方法で行う案内、注意事項及び特約等(以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」)は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとし、 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、特約を除き、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第47条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとし、</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 端末機器販売規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第3条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、購入者はこれに従うものとします。	2 第3条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、購入者はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、購入者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、各条件等は変更後の規約によります。但し、購入者に著しく不利益な変更の場合は、第3条（通知）に定める通知を1ヶ月以上前に行うものとします。	当社は、 <u>民法548条の4第1項の定めに従い、購入者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、各条件等は変更後の規約によります。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または購入者に通知します。</u> 但し、購入者に著しく不利益な変更の場合は、第3条（通知）に定める通知を1ヶ月以上前に行うものとします。	変更
第26条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 安心バックオプションサービス規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 13 条		<p>本オプション規約および本オプション規約第 3 条に定める特約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本オプション規約および特約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 マカフィーマルチアクセスオプションサービス規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 15 条		<p>本オプション規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本オプション規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 スマホバックアップ(AOS Cloud)サービス規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 16 条		<p>本オプション規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本オプション規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 フィルタリングオプションサービス規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第 16 条		<p>本オプション規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本オプション規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 リフラ forDTI 利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は本規約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 31 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 得するマイルクラブ forDTI 利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は本規約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 31 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 ライフサポートパック forDTI 利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は本規約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 31 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉 ひかりサポート for DTI 利用規約 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
第1条 2項	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。	2 第4条（通知）、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等（以下、「 <u>本規約外通知等</u> 」といいます。）は本規約の一部を構成するものとし、お客様はこれに従うものとします。 <u>ただし、本規約の内容と本規約外通知等の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先します。</u>	変更
第2条	当社は、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	当社は、 <u>民法 548 条の 4 第 1 項の定めに従い、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期およびその内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知します。</u> この場合、提供条件等は変更後の規約によります。	変更
第 31 条		本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、 <u>継続して完全に効力を有するものとします。</u>	新設

〈主な内容変更・新設部分のみ〉「東京ガストリプル割」同意事項書 新旧対照表

条番号	旧	新	備考
6.分離可能性について		<p>本同意事項のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本同意事項の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしてします。</p>	新設